

財政局人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、財政局（以下「局」という。）の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、職員に対する人権研修の取組みや、差別事象への対応等について各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、財政局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(協議事項)

第5条 委員会の会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関すること
- (2) 局における職員に対する人権研修の取組みに関すること
- (3) 差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関すること
- (4) 差別のない安心・安全な職場環境の整備に関すること
- (5) その他委員長が必要と認める事項に関すること

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務部財務課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 平成 16 年 12 月末日までの間、この要綱中「人権啓発推進委員会」を「人権教育のための国連 10 年推進委員会」とする。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 23 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員長	局長
副委員長	税務総長
委員	理事
委員	財務部長
委員	税財政企画担当部長
委員	税務部長
委員	市債権回収対策室長
委員	梅田市税事務所長
委員	京橋市税事務所長
委員	弁天町市税事務所長
委員	なんば市税事務所長
委員	あべの市税事務所長
委員	船場法人市税事務所長
委員	財務部総務担当課長
委員	税務部管理課長
委員	市債権管理担当課長
委員	梅田市税事務所管理担当課長
委員	京橋市税事務所税務担当課長
委員	弁天町市税事務所税務担当課長
委員	なんば市税事務所管理担当課長
委員	あべの市税事務所管理担当課長
委員	船場法人市税事務所税務担当課長
委員	財務部財務課担当係長